

障がい者 福祉情報

146 号 2017年8月

編集・発行

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会

〒 816-0804 春日市原町3丁目1番地7

クローバープラザ

TEL 092-584-3330 FAX 092-584-3319

[http://www.cloverplaza.or.jp/](http://www.cloverplaza.or.jp/shakyou/sho/sho_index.htm)[shakyou/sho/sho_index.htm](http://www.cloverplaza.or.jp/shakyou/sho/sho_index.htm)

福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例が制定されました。

「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」が、平成29年3月30日に制定(平成29年10月1日施行)されました。

この条例は、平成28年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」を具現化するものであり、基本理念を定めて、県の責務並びに事業者及び県民の役割を明らかにし、具体的な方針が示されています。

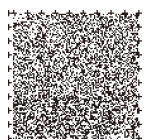
この条例の中で、障がいのある人とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、難病を原因とする障がいその他の心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的または断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人を言います。また、ここで言う障がいのある人とは、障害者手帳を持っている人のことだけではありません。

障がいのある人たちが、その障がいの有無により、社会参加を制約されたり、差別を受けたり、生活をする上で選択の余地が狭められることがあってはいけません。

そのため、私たち県民一人ひとりが、この条例の制定を、障がいについて考える機会としてとらえ、障がいのあることを理由に分け隔てられることなく、お互いに人格や個性を尊重し合いながら共生していく社会が実現できるよう努めていく必要があります。

もくじ / 通巻146号

- ・ 福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例の制定 ほか・・・ 1～3
- ・ まごころ製品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ・ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のバス運賃割引制度・・・・・・・・ 5
- ・ お知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- ・ ほんだな・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- ・ 障害者福祉情報ハンドブック2016案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8





福岡県障がいを理由とする 差別の解消の推進に関する 条例の基本理念及び概要

この条例は、前頁で記載したとおり、障がいのある人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的に制定されました。

◆基本理念

一、障がいのある人の活動を制限し、及び社会への参加を制約している社会的障壁の除去を進め、ソフト及びハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、施設及び設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさの向上を図ること

二、障がい及び障がいのある人に関する県民の意識を向上させ、障

がいのある人の権利及び尊厳を尊重する社会を育むこと

三、あらゆる活動分野における障がいのある人に関する定型化された観念、偏見及び誤解に基づく慣行をなくすこと

四、障がいを理由とする差別に関する紛争の防止又は解決に当たっては、当事者間の建設的な対話による相互理解を基本とすること

◆概要

障害者差別解消法の実効性を確保するための相談及び紛争防止体制の整備

- ・ 県に専門相談員を設置、市町村は相談体制を整備
- ・ 助言、あっせんの申立てを受け付ける第三者委員会を設置
- ・ 解決しない場合の知事による勧告、公表を規定

事業分野ごとに合理的配慮の留意事項等を情報提供

左記の分野ごとに、事業者、行政機関に不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供について具体的に情報提供

- ・ 福祉サービス
- ・ 医療
- ・ 労働及び雇用
- ・ 教育
- ・ スポーツ、レクリエーション及び文化活動
- ・ 多数の者の利用に供される建築物の利用
- ・ 公共交通機関の利用
- ・ 不動産取引
- ・ 情報の提供及び意思表示の受領
- ・ その他日常生活又は社会生活に関わりのある分野

行政や事業者による自主的・事前的な改善措置の努力義務

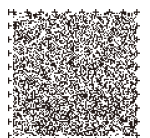
- ・ 自ら設置する施設及び設備のバリアフリー化
- ・ 介助者等の人的支援
- ・ 障がいのある人にとって円滑な情報の取得及び利用、意思表示並びにコミュニケーションに資するための支援

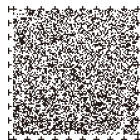
人権的視点による防災・防犯、虐待防止への取り組み

- ・ 防災・防犯、虐待防止に関し必要な対策を講じる

その他

- ・ 県の責務、市町村、事業者及び県民の役割
- ・ 障がい者差別解消支援地域協議会を組織
- ・ 事業者への研修支援、県民への啓発





「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）では、主に、①国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害いを理由とする差別」を禁止すること、②差別を解消するための取組について政府全体の方針を占める「基本方針」を作成すること、③行政機関等ごと、分野ごとに障害いを理由とする差別の具体的内容等を占める「対応要領」・「対応指針」を作成することを定めています。また、相談及び紛争の防止等のための体制整備、啓発活動等の障害いを理由とする差別を解消するための支援措置についても定めています。

この法律では、差別を解消するための措置として、2つのことを義務付けています。

まず一つ目は、「不当な差別的取

扱いの禁止」です。国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が障害いのある人に対して、正当な理由なく、障害いを理由として差別することを禁止しています。

二つ目は、「合理的配慮を行うこと」です。障害いのある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障害いのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき（※）に、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては対応に努めること）を求めています。

※障害いにより本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族や支援者が本人を補佐して意思の表明をすることも含まれます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

障害者基本法 第4条 基本原則 差別の禁止	第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止	第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止	第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組
	何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。	社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。	国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

具体化

I. 差別を解消するための措置

不当な差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
事業者

法的義務

合理的配慮の提供

国・地方公共団体等
事業者

法的義務
努力義務

具体的な対応

- (1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
 (2) 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定（※地方の策定は努力義務）
 事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

実効性の確保

- 主務大臣による事業者に対する報告徴収、助言、指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

相談・紛争解決

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

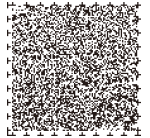
- 普及・啓発活動の実施

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

参考資料：内閣府ホームページからの抜粋



福岡県が「まごころ製品」の
ロゴマークを作成しました。

福岡県では、障がいのある人の自立を支援するため、障がいのある人が心を込めてつくる製品や提供するサービスを「まごころ製品」と名付け、その販売と提供を通じて、障がいのある皆さんの収入向上に取り組んでいます。

その取組みの一環として、「まごころ製品」の販売や提供の際に商品に貼ったり、PRに利用したりできるよう、福岡県で公募を行い、ロゴマークを決定しました。

本マークは、無料でどなたでも使用できます。使用にあたっての申請も不要です。

ロゴマークデータや使用規約は福岡県ホームページにありますので御活用ください。

ロゴマーク



「まごころ製品」美味しいもの
グランプリが開催されます。

今年も福岡県主催で「まごころ製品」の美味しいものグランプリが開催されます。

9月5日(火)、JR博多駅前大屋根イベントスペースに、福岡県内の各福祉施設から選りすぐりの製品が大集合します。

食品は、ご来場の皆さまに試食、投票いただいて部門ごとに今年のグランプリ商品を決定します。

当日は多彩なステージイベントも予定されています。

ぜひこの機会に、たくさんの「まごころ製品」を手にとってみてください。

【2016グランプリのご紹介】

おいしい部門グランプリ

クラムケーキ

(ワークランド・こすもす)

かわいい部門グランプリ

ぶどうパン

(パン工房雅)

贈りたい部門グランプリ

たまねぎドレッシング

プレミアム

(れんこん)





皆さん、ご存じですか？
バスの運賃割引に精神障がい
者割引が導入されました！

福岡県内で路線バスを運行している西鉄バス、JR九州バス、昭和バス、堀川バスでは、平成29年4月1日より、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方及びその介護人を対象とした運賃割引の実施をはじめました。

通勤、通学、日常生活に、ぜひご活用ください。

西鉄バス

【割引適用路線】

西日本鉄道(株)、西鉄バス北九州(株)、西鉄バス宗像(株)、西鉄バス筑豊(株)、西鉄バス二日市(株)、西鉄バス久留米(株)、西鉄バス大牟田(株)、西鉄バス佐賀(株)の一般バス路線バス全線および高速バスの一部対象路線

【割引適用範囲】

普通旅客運賃、定期旅客運賃(通勤・通学)

【ご利用方法】

・手帳の確認による割引
・障がい者用nimocaの利
用による割引

【問い合わせ先】

TEL 0570-000-1010

JR九州バス

【割引適用路線】

一般乗合路線バス及び定期観光バス

福岡県(直方線)、佐賀県、長崎県(嬉野線)、鹿児島県(北薩線、定期観光)

【割引適用範囲】

普通旅客運賃、定期旅客運賃(通勤・通学)、回数旅客運賃

【ご利用方法】

・手帳の確認による割引
・障がい者用nimocaカード等の利用による割引

【問い合わせ先】

TEL 092-642-8121

昭和バス

【割引適用路線】

昭和バス全路線

【割引適用範囲】

普通旅客運賃、定期旅客運賃

【ご利用方法】

・手帳の確認による割引
・障がい者用nimocaの利
用による割引

【問い合わせ先】

TEL 0955-74-1114

堀川バス

【割引適用路線】

堀川バス全線

【割引適用範囲】

普通旅客運賃、定期旅客運賃

【ご利用方法】

・手帳の確認による割引

【問い合わせ先】

TEL 0943-23-2115

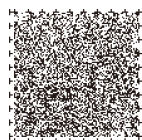
北九州市営バス

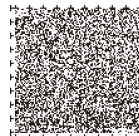
北九州市内在住で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方に、市営バスの運賃が無料になります。「福祉優待乗車証」を交付します。毎年6月が更新月です(新規は随時受付)。

【問い合わせ先】

TEL 093-771-8401

各バス会社によって割引対象者や割引率などが異なります。詳細につきましては、各バス会社へ直接お問い合わせください。





お知らせ

ふくおか県障がい児・者美術展

福岡県では、障がいのある方のさらなる制作意欲の向上を促進し、県民に対して、障がいのある方が持っている多様な能力・才能に触れる機会を提供することを目的に「ふくおか県障がい児者美術展」の開催を予定しており、美術展に展示する作品を募集しています。

【応募資格】

福岡県在住または福岡県に通勤・通学(所)している障がい児・者の方です。

【応募要領】

- ・テーマ 「とことん輝く!」
- ・部門 絵画、書道、写真

【問い合わせ先】

ふくおか県民文化祭実行委員会
事務局

TEL 092-643-3346
FAX 092-643-3347

※応募方法等詳細につきましては、ふくおか県民文化祭のホームページをご覧ください。

(<http://www.kenbunsai-fukuoka.jp/topics/detail/21>)

スポーツフェスタふくおか

福岡県民体育大会では、60回を記念し、今年から障がい者の部を新設しました。

2020東京オリンピック・パラリンピック大会に向け、国民のスポーツに対する関心が高まってきているところです。福岡県も福岡県民体育大会をはじめとし、障がいの有無にかかわらず、ともにスポーツを楽しむことができる環境づくりに取り組んでおります。

当大会の試合の後には体験会を行う競技もあります。ぜひご来場いただき、選手を応援したり、障がい者スポーツに触れたりしてみませんか?

- ・車いすバスケットボール
- 9月23日(土)

北九州市立総合体育館
バドミントン

9月24日(日)

北九州市立総合体育館

・ブラインドサッカー

9月24日(日)

新門司球技場

・車いすテニス

平成30年3月18日(日)

筑豊ハイッ

ときめきスポーツ大会

平成30年第18回全国障害者スポーツ大会「福井しあわせ元気大会2018」の選手選考を兼ねた大会です。皆さん、ぜひ応援に来てください。

※選手の申込み受付は終了しております。

【開催日】

9月9日(土)

【会場】

久留米総合スポーツセンター陸上競技場・補助競技場、久留米市みづま総合体育館、ユーズボウル久留米

【競技種目】

- ・陸上競技
- ・フライングディスク競技

- ・卓球競技
- ・ボウリング競技

福岡県盲人福祉大会

県下在住の視覚障がい者が一堂に会し、視覚障がい者を取り巻く環境、福祉、経済や職業などについて問題提起と解決に向けての討議を行い、併せて相互の親睦と組織の強化を図るとともに、視覚障がい者の自立と積極的な社会参加並びに社会貢献を促し、共生社会の構築と視覚障がい者の福祉、文化の向上に寄与することを目的に開催します。

【開催日時】

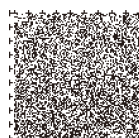
9月24日(日) 10時30分～15時

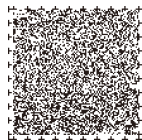
【会場】

ユメニテイのおがた小ホール

【参加費】

無料





福祉情報センターでは、福祉に関する
図書・ビデオの閲覧・貸出を行っています。

- 利用時間 9:00～17:00
- 休館日 月曜日(祝日の場合は翌日・第4月曜日は除く)
- 貸出 図書・ビデオ・DVD 合計10点まで
※貸出の際は、クローバープラザ利用者カードが必要です。
※遠方の方や外出が困難な方のために配送での貸出返却も行っています。(送料実費負担)
- 貸出期間 2週間以内
- 問い合わせ先 福祉情報センター ☎816-0804 春日市原町3丁目1番地7
クローバープラザ東棟2階
☎ 092-584-3330 FAX 092-584-3319

「精神病院時代の終焉」

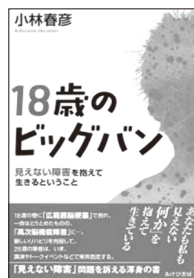
遠塚谷富美子 他 著
出版：晃洋書房



これまで「隔離」や「拘束」が当たり前のように行われてきた歴史を振り返りながら、いまだ改革の進まない日本の精神科医療の現実を指摘します。入院中心主義から脱却するための課題や、コミュニティケアにむけた新たな実践的取り組みも紹介。

「18歳のビッグバン」

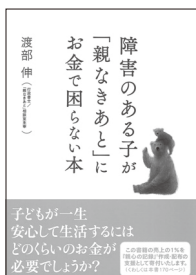
小林春彦 著
出版：あけび書房



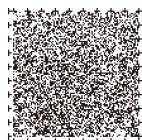
大学受験を目指していた18歳の春に「広範囲脳梗塞」で倒れ、身体機能と脳機能に重複した障がいを抱えた筆者。3年の闘病を経て一部の障がいを克服するが、外見から困難が分からない中途障がい者となる。

「障害のある子が『親なきあと』にお金で困らない本」

渡部伸 著
出版：主婦の友社



障がいのある子を持つ親や家族にとって、自分たちがいなくなったあとの子どもの生活がどうなるかは、とても大きな心配事です。大きな反響を得た『障害のある子の家族が知っておきたい「親なきあと」』の第2弾。



「つながろ！ -にがてをかえる？まほうのくふう-」

しまだようこ 著
出版：今井出版



おさななじみのまいちゃんは、発達障がい？まいちゃんも、わたしも、先生も、クラスのともだちも、みんながわかりやすくなるための「まほうのくふう」ってなんだろう？

福岡県障害者福祉情報 ハンドブック2016

2018年版
は、平成30年
3月発行予定

発行 福岡県社会福祉協議会（福岡県福祉情報センター）

価格 1部 1,300円（税込） A4版 434頁

★障害者福祉制度・施策を満載

- | | |
|------------|--------------------|
| 1 手帳制度 | 8 就労 |
| 2 保健・医療・衛生 | 9 まちづくり・ボランティア |
| 3 日常生活援助 | 10 住宅 |
| 4 教育・育成 | 11 移動・交通 |
| 5 療育・訓練 | 12 教養・余暇・スポーツ |
| 6 年金・手当 | 13 情報・通信・コミュニケーション |
| 7 税金 | |

★県内における障害福祉サービスの利用状況を掲載

★県内全市町村の実施する地域生活支援事業を網羅

- | | |
|---------------|--------------------|
| ・ 相談支援事業 | ・ 移動支援事業 |
| ・ 意思疎通支援事業 | ・ 地域活動支援センター機能強化事業 |
| ・ 日常生活用具給付等事業 | ・ その他の事業 |

★施設名簿、地域活動支援センター・共同作業所の活動内容等を掲載

購入を希望の際は、下記窓口にお越しいただくか、申込書に必要事項を記入のうえ、FAXまたは郵送でお申込みください。

障害者福祉情報ハンドブック2016 申込書			
申込部数	部	×1,300円 + 送料 が 御請求額になります。	
氏名・団体名			担当者名
送付先	〒		
TEL		FAX	
備考			

送 料：10部まで 475円（九州内）

11部以上及び九州外の送料は、下記へ問い合わせください。

【申し込み・問い合わせ先】

福岡県社会福祉協議会 県民サービス部 人材・情報課

〒816-0804 春日市原町3-1-7 クローバープラザ東棟2階

TEL 092-584-3330 FAX 092-584-3319

